

# 大分類 A - 農業

A

## 総説

この大分類には、耕種、養畜（養きん、養ほうを含む）、養蚕及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

### (1) 耕種とは

(ア) 水稲、陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培をいう。

(イ) しいたけ、たけのこ、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、くり、くるみ、つばきなどを栽培し、単に下刈り程度の管理のみでなく施肥（刈敷は施肥とみなさない）をしている場合は耕種とみなす。

(ウ) 天然性のしいたけ、たけのこ、わさびなどの採取並びに用材及び薪炭材を主目的とする植物の栽培は耕種としない。

### (2) 養畜とは

(ア) 乳用牛、肉用牛、馬、鹿、豚、いのぶた、いのしし、めん羊、やぎ、にわとり、あひる、うずら、七面鳥、うさぎ、ためき、きつね、ミンクなどの飼養、ふ卵、育すうを行うことで、種付け目的のものも含める。

モルモット、マウス、ラット、カナリヤ、文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合、いたち、きじなどを森林保護、種族保護を目的として人工的に増殖、飼育する場合も含める。

(イ) 競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含めない。

(ウ) 店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含めない。

### (3) 養蚕とは

蚕の飼育及び蚕種の製造をいう。

### 事業所

農業を営んでいる事業所又は業主の住居が、分類を適用する単位としての農業事業所である。

農家が農業以外の経済活動を行っていても、それが同一構内（屋敷内）で行われている限り、原則として、そこに複数の事業所があるとはしない。ただし、

店舗あるいは専従の常用労働者を使用する工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。

農業と他産業との関係

(1) 農家で製造活動を行っている場合

(ア) 主として購入の原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業活動とはしない。

(イ) 主として自家栽培の原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所と見られるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用するときは農業活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で2種類以上の事業を行っているものは大分類1-サービス業 [8511] に分類される。農業協同組合の事業所で、単独に工場、店舗等を構えて単一の事業を行っているものは、その行う業務によって製造業、小売業等それぞれの産業に分類される。

## 中分類01-農 業

A

## 総 説

この中分類には、耕種、養畜（養きん、養ほうを含む）、養蚕及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。

請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

011 耕 種 農 業

0111 米 作 農 業

穀物のうち、米（水稲、陸稲）の生産額が首位を占める農業をいう。

穀物とは、米（水稲、陸稲）、麦類、雑穀（あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし）、豆類（大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとう）などの乾燥子実をいう。

○水稲作農業；陸稲作農業

0112 米作以外の穀作農業

米以外の穀物を1種類又は2種類以上合わせた生産額が首位を占める農業をいう。

○麦作農業；雑穀作農業

0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）

野菜を1種類又は2種類以上合わせた生産額が首位を占める農業をいう。

野菜とは、果菜類（えだまめ、さやえんどう、とうもろこし

等の未成熟子実を含む)、葉茎菜類(はくさい、キャベツ、ねぎ等)、根菜類(だいこん、にんじん、さといも等)及び栽培されたきのご類をいう。

○野菜作農業;すいか・メロン・トマト作農業;水耕等の養液栽培による野菜作農業;たけのご栽培農業;しいたけ栽培農業;しめじ栽培農業

×ばれいしょ作農業 [0117];さとうきび作農業 [0116];もやし製造業 [1294];かんしょ作農業 [0117]

#### 0114 果樹作農業

果樹を1種類又は2種類以上合わせた生産額が首位を占める農業をいう。

果樹とは、みかん、りんご、ぶどう、かき、なし、もも、くり、くるみなどの木本性植物をいう。

○みかん作農業;りんご作農業;ぶどう作農業;かき作農業;くり作農業  
×すいか作農業 [0113];メロン作農業 [0113];トマト作農業 [0113]

#### 0115 花き作農業

花きを1種類又は2種類以上合わせた生産額が首位を占める農業をいう。

花きとは、切り花、切り葉、切り枝、球根、鉢物、花き苗、芝、植木など美観の創出ないし維持又は緑化などに供する目的で栽培されている植物をいう。

○切り花類栽培業;球根類栽培業;鉢物類栽培業;芝類栽培業;植木(緑化木、庭公園樹等)栽培業;盆栽業

#### 0116 工芸農作物農業

工芸農作物を1種類又は2種類以上合わせた生産額が首位を占める農業をいう。

工芸農作物とは、なたね、葉たばこ、生茶、さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、い、こうぞ、みつまた、ホップ、薬

用になじん、ハーブなど、油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供する目的で栽培されている植物をいう。

○たばこ作農業；さとうきび作農業；茶作農業；てんさい作農業

A

0117 ばれいしょ・かんしょ作農業

ばれいしょ及びかんしょの生産額が首位を占める農業をいう。

○ばれいしょ作農業；かんしょ作農業

0119 その他の耕種農業

飼肥料作物、採種用作物などで、他に分類されない耕種農業をいう。

飼肥料作物とは、飼料や肥料とする目的で栽培されている牧草等をいい、採種用作物とは、種苗（林業用の種苗を除く）を得る目的で栽培されている植物をいう。

○飼肥料作物栽培業；採種用作物栽培業；果樹苗木栽培業；桑苗栽培業

012 畜産農業

0121 酪農

生乳の生産額が首位を占める農業をいう。

○酪農業

0122 肉用牛生産業

肉用牛の生産額が首位を占める農業をいう。

肉用牛とは、肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合、牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳用種を含む。

○肉用牛肥育業；肉用子牛生産業

0123 養 豚 業

豚の生産額が首位を占める農業をいう。

○養豚業

0124 養 鶏 業

鶏卵及び食鶏の生産額が首位を占める農業をいう。

○養鶏業

0125 畜産類似業

実験用・愛がん用動物の飼育，農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所をいう。

かぶと虫，すず虫などの昆虫類（みつばちを除く）の飼育及びへびなどの飼育を行う事業所も本分類に含まれる。

○実験用動物飼育業（マウス，ラット，モルモット，うさぎなど）；愛がん用動物飼育業（カナリヤ，文鳥，犬など）；いたち飼育業；きじ飼育業；昆虫類飼育業（かぶと虫，すず虫など）；へび飼育業

×うさぎ養殖業（実験用，愛がん用を除く）[0129]；毛皮獣養殖業 [0129]；へび採捕業 [0299]；昆虫類採捕業 [0299]；養ほう業 [0129]

0129 その他の畜産農業

その他の畜産物を1種類又は2種類以上合わせた生産額が首位を占める農業をいう。

その他の畜産物とは，馬，めん羊，やぎ，うさぎ（実験用，愛がん用を除く），鶏以外の家きん（うずら，あひる，七面鳥など），毛皮獣などをいう。

○養ほう（蜂）業；毛皮獣養殖業（たぬき，きつね，ミンクなど）

×酪農業 [0121]；肉用牛生産業 [0122]；養豚業 [0123]；養鶏業 [0124]

## 013 養 蚕 農 業

## 0131 養 蚕 農 業

繭及び蚕種の生産額が首位を占める農業をいう。

○養蚕農業；蚕種製造業

## 014 農業サービス業（園芸サービス業を除く）

## 0141 穀作サービス業

穀作農業に係る育苗，耕起，植付，防除，刈取，脱穀，調製など，生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○育苗センター；各種米作作業請負業；ライスセンター；カントリーエレベーター；脱穀業（農家と請負契約によって脱穀を行うもの）；農業用施設維持管理業；土地改良区

×精米業（農家の家庭消費用として精米を行うもの）[7491]；農業協同組合（各種の事業を行うもの）[8511]

## 0142 野菜作・果樹作サービス業

野菜作及び果樹作の生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○共同選果場；野菜共同選別場

## 0143 穀作，野菜作・果樹作以外の耕種サービス業

穀作，野菜作，果樹作以外の作物の生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○さとうきび作作業請負業；花き共同選別場

## 0144 畜産サービス業（獣医業を除く）

主として請負で種付け，人工授精又は受精卵移植，育成，種卵採取，ふ卵，育すう，家畜の貸付・飼養管理などを行う事業

A

所及びこれらに必要な施設を供与する事業所をいう。

○人工授精業；種鶏業；ふ卵業；装てい（蹄）業

×獣医業 [8441]

0145 養蚕サービス業

稚蚕飼育など，生産から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。

○稚蚕共同飼育場

015 園芸サービス業

0151 園芸サービス業

主として請負で築庭，庭園樹の植樹，庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。

ただし，公衆道路，運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は大分類E-建設業 [0922] に分類される。

○造園業；植木業（主として庭園作り，又は手入れなどを行うもの）